

競争的資金の制度改革について（案）

平成 13 年 12 月 19 日

科学技術システム改革専門調査会

第二期科学技術基本計画において、研究者の研究費の選択の幅と自由度を拡大し、競争的な研究開発環境の形成に貢献する競争的資金を引き続き拡充することとし、計画期間中に倍増を目指すとともに、その効果を最大限に発揮させるため、制度改革を徹底することとしている。

制度改革に当たっては、各省の持つ競争的資金の目的・役割を明確化し、不必要な重複の排除を行い、競争的資金制度を整合性をもって効率的かつ効果的に運用するとともに、公正かつ透明性の高い評価の実施とその結果の適切な反映の徹底を行うことが不可欠である。

このような観点から、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月 日閣議決定）においても、競争的資金については、総合科学技術会議の下で業務の調整等を行うこととされている。

これらを踏まえ、下記のとおり、競争的資金に係る改革を行うこととする。

記

- 1 総合科学技術会議においては、政府全体としての制度間の連携を図るため、分野別推進戦略や資源配分の方針等を踏まえつつ、各府省要求分にかかる業務内容についてあらかじめ全体調整を実施し、また、実施状況の評価と公表等を行う。
- 2 関係府省は、高い資質を有した研究経歴のある者を、高いレベルの責任者として、それぞれの法人に配置し、同様に研究経歴のあるスタッフとともに、長期にわたって課題の選定、評価、フォローアップまで一貫して、科学技術的側面から責任をもって実施する体制を整備するよう取り組む。